

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 28日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県高浜市豊田町二丁目 1番地 1

氏 名 株式会社豊田自動織機 高浜工場

執行職 木全 春彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0566-53-7029

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 豊田自動織機 高浜工場
事業場の所在地	愛知県高浜市豊田町二丁目 1番地 1
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31：製造業 輸送機械器具製造業
②事業の規模	製品出荷額：36,946,300万円
③従業員数	2,373人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境マネジメントの推進体制は、別紙2参照
廃棄物の適正処理の管理体制は、別紙3参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・脱水機の適正な運転		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・従来の活動（脱水機の適正な運転、塗着効率の向上）を継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類 → 別紙5参照 ・分別に関する取り組み → 受入時に廃棄物の分別に関する教育を実施
-----	--

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし(従来の活動を継続)
--	-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	①現状	【前年度(年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	対象なし	
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	対象なし	
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	1 現状	【前年度(4年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	濃縮廃液
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,044 t	388 t
	(これまでに実施した取組) ・脱水機 / 濃縮装置の適正な運転(脱水汚泥 / 濃縮廃液)			
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	濃縮廃液

	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1,037 t	386 t
	(今後実施する予定の取組) ・従来 of 活動 (脱水機 / 濃縮装置 of 適正な運転) を継続		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度 (4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙6のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t	t

	再生利用者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・適正なりサイクル業者を選定して委託する ・汚泥処理の一部を認定熱回収業者へ委託 			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙6のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者への委託量が、全委託量の 99 %のため、現状を維持する 			

※事務処理欄	
--------	--

備考

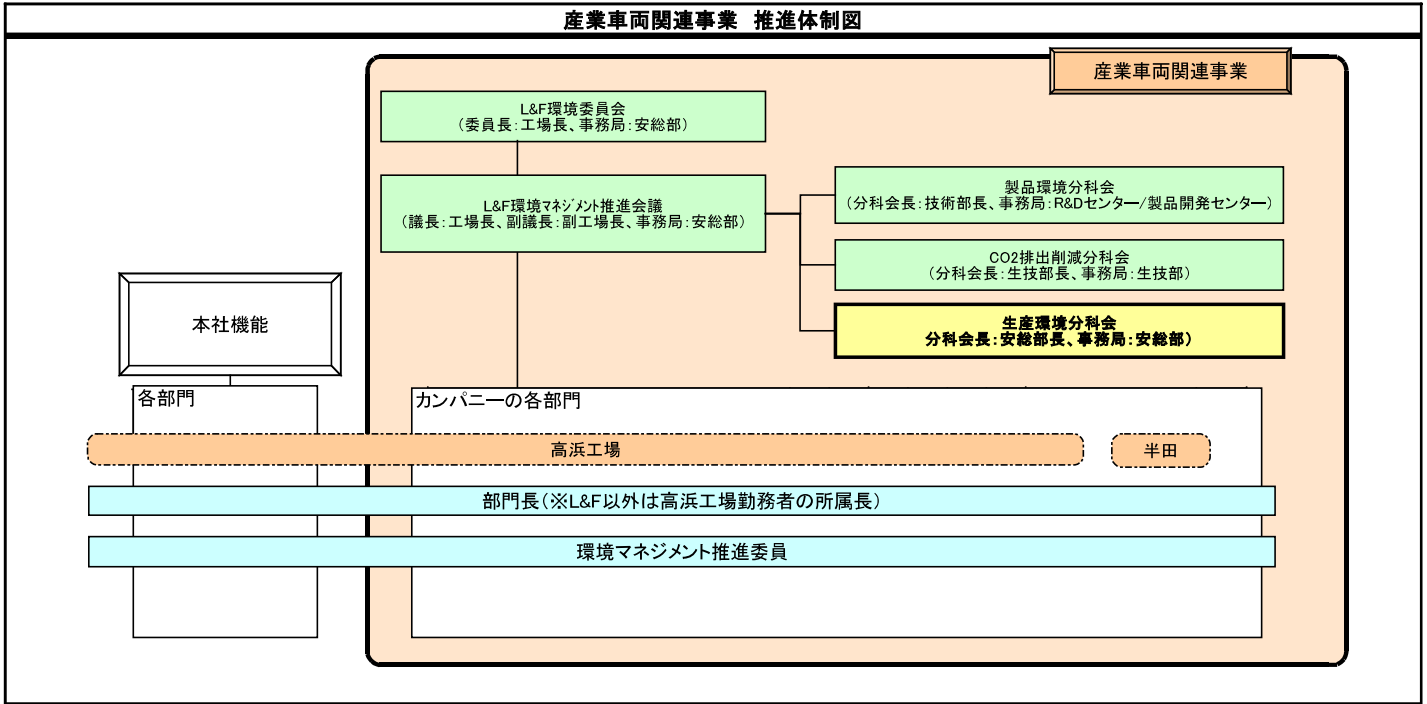
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の処理の一連の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	汚泥	中間処理業者	焼却	セメント原料	
	研磨粉	中間処理業者	圧縮固化	製鋼原料	
	清掃汚泥	中間処理業者	脱水	セメント原料	
	脱水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
	塗料カス汚泥	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
廃油	廃試薬(汚泥)	中間処理業者	焼却	路盤材	
	ウエス・オガコ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	水性塗装ブース廃液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
	塗料カスD	中間処理業者	焼却	路盤材	
	濃縮廃液	自社	濃縮	路盤材	自社処理後、業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
油泥	中間処理業者	焼却	路盤材		
廃酸	化成液	中間処理業者	中和	セメント原料	
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	原材料	
廃プラスチック類	金具付廃プラ	中間処理業者	焼却	燃料・原材料	
	金属付廃プラ	中間処理業者	破碎選別	燃料・原材料	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	押出成形	燃料	
	電着ろ液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	塗料カスP	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料付アルミ箔	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃タイヤ	中間処理業者	破碎	燃料	
	廃プラスチック類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラスチック類(硬質系)	中間処理業者	圧縮固化	還元材	
	廃塗料缶P	中間処理業者	焼却	路盤材	
	木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料
金属くず	乾電池	中間処理業者	選別	原材料	
	蛍光灯	中間処理業者	破碎	原材料	
	小型二次電池	中間処理業者	焼却	路盤材	
	溶接スラッジ・ショットカス	中間処理業者	圧縮固化	製鋼用鉄原料	
	ガラス・陶磁器屑	ガラス種々混合物	中間処理業者	破碎	原材料
	グラスウール	中間処理業者	破碎選別	原材料	
	ブラウン管(金属付)	中間処理業者	破碎	原材料	
	硬質系耐熱ガラス	中間処理業者	破碎	原材料	
	砥石屑	中間処理業者	焼却	原材料	
	砥石屑	中間処理業者	破碎	原材料	
	陶磁器	中間処理業者	破碎	原材料	
鋳さい	サブマージ溶接屑	中間処理業者	溶融	路盤材	
がれき類	床材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ばいじん	排気ダスト	中間処理業者	溶融	路盤材	
複合材	リチウムイオンバッテリー	中間処理業者	焼却	セメント原料	

産業車両関連事業 環境経営推進組織表



名称		主な役割、責任、実施事項	
会議体	L&F環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニー環境経営推進上の重要課題審議・決定 ◇カンパニー環境目的・目標の示達及び達成状況確認 ◇全社EMSのレビュー結果の伝達 ◇カンパニーのマネジメントレビュー 	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニー方針への環境対応事項の反映 ◇カンパニーEMSの推進体制整備 ◇カンパニーEMSの運用、継続的改善に必要な資源の提供 ◇カンパニーEMSに関する運用状況の確認及び見直し(マネジメントレビュー)
	L&F環境マネジメント推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーEMS運用に関する課題審議・決定・伝達 ◇年度目標の審議・決定 ◇年度目標の達成状況の監視 	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーEMS運用に関する実務統括 ◇改善の提案を含めたEMS運用状況のL&F環境委員会への報告
	製品環境分科会	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーの自らの製品に関する下記事項の審議・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・製品に適用される法その他の要求事項順守状況の確認 ・製品開発段階での環境影響評価、リスク低減活動 ・年度目標の立案、関連部署への周知、進捗確認 ◇製品技術委員会からの展開事項確認・横展 	<ul style="list-style-type: none"> ◇分科会の役割を果たすための組織の確立と活動の統括
	生産環境分科会	<ul style="list-style-type: none"> ◇カンパニーの生産活動に関わる下記事項の審議・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関連サイトに適用される法その他の要求事項順守状況の確認 ・関連サイトの環境異常に関する未然防止活動 ・年度目標の立案、関連部署への周知、進捗確認 ◇生産環境委員会からの展開事項確認・横展 	<ul style="list-style-type: none"> ◇サイトに適用される環境関連法の順守 ◇サイト管理上重要となる環境リスクの把握、軽減、及び是正/予防処置の指示 ◇緊急事態への準備及び発生時の的確な対応 ◇近隣住民等の利害関係者とのコミュニケーション ◇サイト管理結果のプレゼンテーションへの報告
	CO2排出削減分科会	<ul style="list-style-type: none"> ◇CO2排出削減に関する、年度目標の立案、関連部署への周知、進捗確認の審議・推進 ◇全社CO2排出削減会議からの展開事項確認・横展 	<ul style="list-style-type: none"> ◇各会議体の委員長、議長、分科会長、およびサイト長の実務代行 ◇関連部門への情報伝達、実務対応事項の調整 ◇EMS進捗状況の各会議体の委員長、議長、分科会長、およびサイト長への報告
構成員	専門分科会分科会長		
	サイト長 ・高濱工場長 ・トレーニングセンター長		
	事務局長		
	部門長	<ul style="list-style-type: none"> ◇業務に起因する環境側面の特長 ◇業務に関連する法的及びその他の要求事項の把握、順守 ◇環境方針、目的と整合した目標、実施計画の策定 ◇目標達成に向けた活動の実施、進捗確認 ◇自部署マネジメント、関連部署との内部コミュニケーション 	
	環境マネジメント推進委員	<ul style="list-style-type: none"> ◇EMS運用における部門長補佐 ◇カンパニー内・及び高濱工場内コミュニケーションの細部補完、情報授受 ◇環境マネジメント推進会議等事務局からの展開事項の部内展開・周知 ◇環境異常ヒヤリ発生時の原因追究への協力 	

高浜工場公害防止組織表

公害防止統括者	工場長	
公害防止統括者の代理者	副工場長	
	事務局	安全・総務部 環境G
区分	公害防止関連	廃掃法関連
公害防止管理者 (大気関係)	公害防止管理者 (水質関係)	特別管理 産業廃棄物 管理責任者
正・副	正・副	正
	廃棄物処理 責任者	浄化槽技術 管理者
	正	正
		正

別紙4
2023/6/26作成
(株)豊田自動織機 高浜工場

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

【令和4年度 実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス ・陶磁器屑	鋳さい	がれき類	ばいじん	複合材	計
排出量	1,520	629	45	53	312	81	15	3	2	0	1	0	2,661

(t)

【令和5年度 計画】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス ・陶磁器屑	鋳さい	がれき類	ばいじん	複合材	計
排出量	1,510	625	45	53	310	80	15	3	2	0	1	0	2,645

(t)

分別している産業廃棄物の種類

分別名称	
資源紙	排気ダスト(ばいじん)
資源プラ	サブマージアーク溶接屑
廃プラ(硬質)	溶接スラッジ
金属付廃プラ	木屑
廃プラ・ゴム	砥石屑
水溶性廃油	がれき材
化成廃液	グラスウール
電着廃液	アルミ箔
汚泥	軍手、ウエス屑
油泥	廃蛍光灯、電球
塗料汚泥	リチウムイオン電池
脱水汚泥	その他の電池
清掃汚泥	遮光面ガラス
廃酸	陶磁器
廃アルカリ	混合物ガラス
塗料カスD	安全靴・ブルゾン
塗料カスP	小型二次電池
廃グリス	廃油(油性)
研磨粉	廃タイヤ

